

## 第5章

### ミャンマーのコミュニティ・フォレストリーと

#### 地域社会の組織化メカニズム

ーシャン州，マグエ地域の事例からー

岡本 郁子

##### 要約：

ミャンマーでコミュニティ・フォレストリーが導入されたのは1990年代半ばのことである。政府が明確に住民参加型をうたった初の資源管理制度である。それでは、このプログラムに対して、受け手である農村部の地域社会はいかに組織化をはかり資源を管理、利用したのか。複数地域の事例を詳細に検討にすることによって、ミャンマー地域社会の組織化メカニズムの特色に関する仮説を提示する。

##### キーワード：

コミュニティ・フォレストリー 住民組織 村落 地域社会

##### はじめに

ミャンマーでコミュニティ・フォレストリーが導入されたのは1990年代半ばのことである。政府が明確に住民参加型をうたった初の資源管理制度である。1962年の社会主義政権期から1988年以降の軍政期を通してあらゆる政策が上意下達で展開してきた同国の歴史とガバナンスの特性を考えると、異色な試みであったといえる。それでは、このプログラムに対して、受け手である農村部の地域社会はいかに組織化をはかり資源を管理、利用したのだろうか。本研究は、この点を複数地域の事例を詳細に検討することによって明らかにし、ミャンマー地域社会の組織化メカニズムの特色を把握することを目的としている。本稿はその中間報告として、具体的な事例を紹介しつつミャンマー地域社会の組織化メカニズムに関するいくつかの仮説を提示したい。

コミュニティ・フォレストリーが住民参加型の森林資源管理法として国際的に注目を

集めてからすでに 20 年以上が経過している。アジア諸国のコミュニティ・フォレストリーは、森林国ネパールでもっとも早く 1970 年代半ばに、その後 80 年代にフィリピン、インド、タイ、インド、中国、90 年代にミャンマー、インドネシア、ベトナム、2000 年代になってラオスで始まった (Malla [2011])。この背景には、これらの国で国家主導の森林資源管理が住民の慣行的な森林利用を閉め出してきたこと、その一方で国家管理が森林保全に失敗してきたことに対する反省がある。住民参加型管理が推奨されるのには、森に日常的に生計を依存するコミュニティと住民こそがその資源の特性を熟知し、また持続的利用を率先して行うであろうという前提がある。これらの前提も（とりわけ後者に関しては）注意深く検討される必要がある。しかし、それ以上に看過されてきた重要な点は、こうした住民参加型資源管理が前提とする「コミュニティ」とは何なのか、いかなる仕組みをもつものなのか等、肝心のコミュニティの内実が十分吟味されないことである (Argawal & Gibson [1999], Kumar [2005], 本書序章 (重富論文))。そこには、対象とする地域社会に最適な組織化とは何かという問題が問われることなく、住民参加型という言葉が一人歩きする危険性を孕んでいる。地域社会固有の組織化メカニズムを見出し、それを活用してこそ住民参加型資源管理が目指す到達点、住民による持続的な資源利用に近づくことができよう。こうした問題意識から、本稿は、ミャンマーで実施されているコミュニティ・フォレストリーを題材として、ミャンマーの農村社会の組織化メカニズムの特徴を具体的に検討するものである。その際に、住民が社会・経済生活の中で常態的に行っている組織化や協同活動も検討していくことで、地域社会の組織化メカニズムの特色をより明確に抽出することを目指す。

本章の構成は以下の通りである。次節ではミャンマーでコミュニティ・フォレストリーが導入された背景、制度枠組みなどの概要を述べる。第 2 節では地域社会の組織化メカニズムを考える上で一つの鍵となるミャンマーの地方行政制度を整理する。第 3 節はコミュニティ・フォレストリーの事例を詳細に検討する。最後にまとめとして組織化メカニズムに関する仮説を提示する。

## 第 1 節 ミャンマーのコミュニティ・フォレストリーの概要

ミャンマーは東南アジアでインドネシアに次ぐ森林面積をもつ (表 1)。しかし、1990 年以降、世界や東南アジアの平均よりも速い速度で森林は減少を続けてきた (表 2)。森林減少の主な原因は、輸出用チーク材の伐採 (とりわけ 1988 年以降の市場経済化後に民間輸出が許可されたことによる影響)、農地拡大、農村住民の日常的な薪燃料利用が挙げられる。中でも農村住民の薪利用は決して無視できない規模である。たとえば、2005/06 年度の推計では、薪としての消費量は政府のチーク伐採量の 14 倍にもものぼる (Kyaw Tint et al.[2011]:

9)]<sup>1</sup>。農村部の電化が進まず人口が増えるなかで、薪燃料需要は増加の一途をたどりそれが森林資源にじわじわと圧力をかけてきたというのが実状である。

表1 東南アジア諸国の森林面積(2010)

国	面積(1000ha)	%
インドネシア	94,432	44.1
ミャンマー	31,773	14.8
マレーシア	20,456	9.6
タイ	18,972	8.9
ラオス	15,751	7.4
ベトナム	13,797	6.4
カンボジア	10,094	4.7
フィリピン	7,665	3.6
東チモール	742	0.3
ブルネイ	380	0.2
シンガポール	2	0.0
	214064	0

(出所) FAO, *State of World Forest Resources 2011*.

表2 森林面積の年変化率 (%)

	1975-1990	1990-2000	2000-2010
ミャンマー	-0.2	-1.2	-0.9
東南アジア		-1.0	-0.4
世界		-0.2	-0.1

(出所) FAO, *State of World Forest Resources 2011*.

したがって、ミャンマーの森林保全には農村住民の薪燃料需要をいかに充足するかが避けて通れない課題となる。ミャンマー森林局は、長らくLocal supply working circles と称して<sup>2</sup>、農村住民の日常的な需要充足を念頭においた植林を実施してきた。しかし、これは森林局の指示による植林の域を出ず住民の自発的森林管理は伴わない。そこで住民参加や

<sup>1</sup> 同推計では、薪が2054万立方トン、丸太が148万トンとされている。

<sup>2</sup> 森林局は管轄する土地をワーキング・サークルに区分して管理している。7つのワーキング・サークルがあり、地元供給サークルもその一つである。共有林令公布後はコミュニティ・フォレストリーも同サークルに併記されるようになっている(新井[2011:15])。

自発的管理という側面を主眼として導入されたのが、1995年のコミュニティ・フォレストリーである (Kyaw Tint et al. [2011:11-12])。

コミュニティ・フォレストリーの法的根拠は「共有林令 (Community Forestry Instruction (1995))」である。同令は、援助機関からの (住民参加型資源管理プロジェクトの) 政策的環境作りの要請を受けて急いで起草されたもののため、正式な法律 (Community Forestry Act) としては発効されず、森林局局長令として公布された (Kyaw Tint et al. [2011:23])。

共有林令では、コミュニティ・フォレストリーは以下のように定義されている。

- (1) コミュニティの使用のための薪や他の森林産品のための林地の設置
- (2) 農家が食料, 日用品, 収入を得るために植林し収穫すること

共有林令に定められたコミュニティ・フォレストリーの申請手順, 認可プロセスは以下の通りである。まずコミュニティ・フォレストリーに関心を有する者5名以上がユーザー・グループを作り, 管理委員会 (management committee) を設立する。管理委員会がコミュニティ・フォレストリーの適地を探し, その位置などを示す簡易地図を作成する。その上で, 管理委員会は郡<sup>3</sup>森林局を通じて県森林局に認定申請を行う。認定に問題がなければ, 県森林局がコミュニティ・フォレストリー設置を許可する。認可後, 管理委員会は当該森林の植林・営林作業も含む管理計画 (management plan) を策定する。この管理計画の提出を受けて, 県森林局がコミュニティ・フォレストリー許可証を発行する。

コミュニティ・フォレストリーとして認可された土地は30年契約でユーザー・グループに貸与され, この契約は更新, 相続が可能である。コミュニティ・フォレストリー内で得られる林産物の販売収益は共同資金として銀行に預金し管理・運用することが義務づけられている。コミュニティ・フォレストリー認定後初回の植林に関しては森林局が種苗を無料配布し, 技術支援を行う。ユーザー・グループには当該森林の排他的利用権が認められるが, ユーザー・グループ以外の者の利用に対する罰則は共有林令には特に定めがない。

この局長令はネパールのコミュニティ・フォレストリーを念頭に起草されたという<sup>4</sup>。ネパールでは, ユーザー・グループの組織化は, 個々の集落 (Tole) 単位ではなく, 「集落の集合体」を母体とするケースが多い。またこれらは行政区分と必ずしも一致せず, 非在住の森林利用者もユーザー・グループのメンバーとなりえる。さらに, 特定の世帯が一つのユーザー・グループのみに属するとも限らず, 複数のグループのメンバーであるケースもある。また一つのユーザー・グループが複数の森を管理することもある (Springate-Baginski et al. [2003: 14-15])。森林の利用にあたっては, 各メンバーが世帯

<sup>3</sup> 行政区分に関しては後述する。

<sup>4</sup> 共有林令を起草した Dr. Kyaw Tint (当時, 森林局局長) とのインタビュー (2011年1月21日)。

規模や所得に関わらず平等に等しい量を収穫でき（規定量がその世帯の必要量以上である場合はその余剰分を他者に売却できる）、管理委員会は各メンバーから手数料を徴収するというタイプのもが多い（Thomas [2008: 1456]）。したがって、ここで想定されている森林利用は共同利用ではなく個別利用であり、ネパールのユーザー・グループは個別利用にあたってのルール遵守に合意した者の機能集団といえる<sup>5</sup>。その意味で、ユーザー・グループの組織化にあたって既存の社会組織との関連を意識した制度設計ではなさそうである。ミャンマーの共有林令起草の際にネパールの制度のこうした性格がどの程度意識されていたかは不明である。が、こうした制度枠組みがモデルであったことは後の議論を進める上で念頭におくべきだろう。

共有林令によれば、コミュニティ・フォレストリーの対象となりうる土地は、指定林（Reserved forest）、公共保護林（Public protected forest）、その他政府の裁量が及ぶ土地（Land at the disposal of the state）、また（所有者の許可を得た）私有地、政府機関所有地 となっている。すなわち法的にはほぼすべての土地が含まれており、特段の制約はない。ただ、実際には手続き上の容易さから、森林省<sup>6</sup>管轄である指定林地、公共保護林地<sup>7</sup>が優先される傾向がある。なお、2010年の段階で、コミュニティ・フォレストリーの面積は森林全体では0.1%、森林省管轄の土地では0.3%程度であり（表3）、面積的には依然マージナルな位置づけにある。

コミュニティ・フォレストリーの推進にあたっては、森林局は同制度の住民への説明、申請書類の作成補助やフォローアップで中心的な役割を担うことが期待されている。しかし、実際にはこうした住民参加型プロジェクトの多くがそうであるように、海外援助機関やNGO等のドナーのプレゼンスが実施プロセスに大きな影響を及ぼす。（Kyaw Tint et al. [2011: 27-29]）。本稿で取り上げる事例には、こうしたドナーが関与したものも含まれている。

---

<sup>5</sup> その後の展開として、このユーザー・グループが森林管理のみならず、他の開発問題を手がけ、またユーザー・グループ同士のネットワークが作られて全国規模の団体にまで発展している（Springate-Baginski et al. [2003:16]）。

<sup>6</sup> 2011年の新政権成立後、森林省は環境保全・森林省に改称された。本稿では森林省と略することにする。

<sup>7</sup> 指定林地、公共林地（現在の公共保護林地に相当する）という区分はそもそもチーク林経営のために英国植民地政府が導入したものである。前者が政府直営、後者は民間部門による伐採権入札が行われた。1902年の森林法ではこの他に未区分林（unclassified forest）が森林省の管轄下にあり、それは指定林・公共保護林地（1902年森林法では public forest land）に将来的に組み込まれる林地という位置づけであった（Bryant [1997], 谷 [1998]）。1992年森林法ではこの未区分地は森林省ではなく、農業灌漑省の管轄となったと見られる（ただし、法的根拠は明確ではない）。

表3 森林面積に占めるコミュニティ・フォレストリーの比率 (2010年)

年	1000 ha	全森林面積に占める比率 (%)	森林省管轄の森林に占める比率 (%)
2003	34	0.10	0.26
2004	35	0.11	0.27
2005	41	0.12	0.32
2010	42	0.13	0.33

(出所) FAO, *State of World Forest Resources 2011*.

## 第2節 ミャンマーの地方行政制度の概要

ミャンマーの地方行政制度、とりわけ末端の農村のそれに関しては、意外なほど体系だった資料や先行研究が少ない。以下は断片的な資料やこれまでの観察に依拠する部分が多いことから、歴史的な変遷や地域差などを十分反映していない可能性がある。

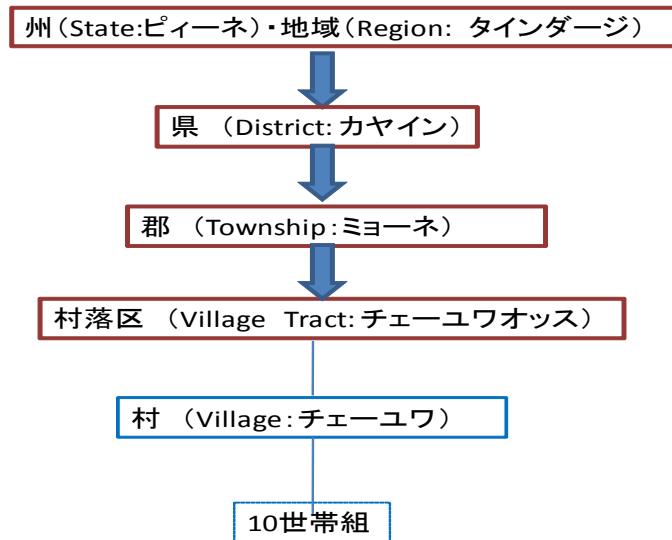
ミャンマーでは、2008年に34年ぶりに新憲法が制定され、総選挙(2010年11月)を経て2011年3月に新政権が成立した。それに伴い、国土は7つの州(State)、7つの地域(Region)、そして連邦直轄地(Nay Pyi Taw)に分けられた。地域はかつて管区(Division)と呼ばれていたが、区分方法自体は変わらない<sup>8</sup>。州・地域以下の地方行政レベルの枠組みは実質的に前政権のそれを継承している(図1)。

各州・地域の下に県(District カヤイン)、郡(Township ミョーネ)、そして郡の下には町区(Ward ヤックェ)または村落区(Village Tract チェーユワー・オッサー)がある(図)。町区(町区全体で町(Town ミョー)と呼ばれる)と村落区が行政の末端組織となる。州・地域、県、郡、村落区には、前政権下では平和発展評議会(Peace and Development Council)が置かれてきた。現在はそれが行政事務所(Administrative Office)と改称された<sup>9</sup>。行政機関の多くは郡に末端の出先機関をおくことから、郡の行政指導が住民生活に密接に影響する。通常、郡行政事務所は村落区の長を召集する月例会合を開く。会合の頻度は全国で統一されていないが、通常月1~2回ほど開催される。この会合は中央政府、州・地域、または郡の指示を村落区に伝達する場という性格が強い(今後変化する可能性はある)。

<sup>8</sup> 現行制度では、各州・地域レベルに議会と政府がおかれ、知事・大臣が任命される点に大きな違いがある。また、一部の少数民族には自治区が認められている。

<sup>9</sup> この制度改変に伴って県、郡レベルの人事が一新したわけではなさそうである。ただし、これは2012年1月の調査対象地でのヒヤリングに基づくものであり、全国レベルでの裏付けがとれているわけではない。

図1： ミャンマーの地方行政区



(出所)筆者作成。

村落区制度は 19 世紀に英国植民地政府によって導入された制度である。当時、王朝期の地方権力者（ミヨー・ダジーと呼ばれる）が反英勢力として台頭し地方統治の足枷になっていたことから、その権力基盤の解体を意図して植民地政府が新たに創設した単位が村落区であった<sup>10</sup>。村落区は統治側の裁量で設けられた単位であるため、社会的紐帯（宗教的關係や民族等）と一致しないことも珍しくはない<sup>11</sup>。

村落区は通常複数の「村」(Village)で構成される。ここでいう「村」はいわゆる「自然村」と見なしてよい。一つの村落区に含まれる村の数は地域ごとにばらつきがある。たとえば今回調査を実施したシャン州南部では1村落区に8から15の村が含まれるが、マグエ管区ではその数は3から5と少ない<sup>12</sup>。

現行制度では、村落区に村落区行政事務所（チェーユワー・オッサー・オーチョーイエ

<sup>10</sup> *Burma Village Act 1907* によって全国レベルで確立された。詳しくは斎藤[1975]を参照のこと。簡単にまとめるとミヨーは以下のような性格をもつ。ミヨーはその中に自然村（ユワー）を含み、1, 2のユワーのみのミヨーもあれば、数百のものもあったといわれる。ミヨーは必ずしも近接したユワーのみで構成されていたとは限らないことから、地縁的な単位ではないとされる。ミヨーの長、ミヨーダジーは世襲制であり、行政権、徴税権、司法権、警察権を王から付与されていた。王に対しては、徴税した額の一定割合を納めることが義務であった。ユワーには長（ユワーガウン）がいる場合もあればいない場合もあったとされる。ただし、これはビルマ族地域でのことで、シャン州などは藩王（ソーボワ）を中心とする異なる統治体制をもつ（外務省調査部[1942: 344]）。

<sup>11</sup> 多民族がモザイク状に居住するシャン州では村落区内に複数の異なる民族の村があることも多い。

<sup>12</sup> 下ミャンマーでは1村落区1村というケースもある（高橋[1992]）。

ムー)が設置される。村落区長(2012年1月の段階では平和発展評議会期の名残で議長(オッカタ)と呼ばれることが多い)と残りの村の村長が村落区の行政を担う。村落区長以外の村長は「ヤーエインムー」(直訳では百世帯長)と呼ばれる<sup>13</sup>。村落区長, ヤーエインムーとも公的な報酬はない。村落区長の選出は村落区を構成する村の住民の総意が原則であった<sup>14</sup>。とはいえ、全国統一的な選出方法が規定されているわけではなく、(後でいくつかの事例を紹介するように)各村落区の成り立ちや状況に応じて臨機応変な形で行われる。ただし、村落区を構成する「村」の村長の中から村落区長が選ばれるという点は共通している。本来規定の任期があるはずだが(3年と理解されていることが多い)、実態は曖昧で特段の問題(健康上など)がなければ長い期間村落区長に就く者もいる。村落区の会合は定期的に月1~2回程度村落区長の村で開催される。

村(チェユワー)の長の選出も村民の総意による。選出方法にはやはり特に決まりはないが、各世帯1名を会合に招集し記名や挙手によって選出することが多い。任期も定めがなく、年齢、健康、人望などに問題がなければ長く村長を務める傾向がある。

村長の下に、書記やヤーエインムーといった役職をおいている場合もあるが、いずれの村でも見られるものではない(過去の制度の名残だったり、世帯の増加に伴って必要となったりした結果であろう)。それに対し、各村に共通するのがセーエインムー(10世帯長:1990年代以前はセーエインガウン10世帯頭と呼ばれる)である。村内の世帯がほぼ10世帯ごとにグループ分けされ、その長をセーエインムーと呼ぶ。現在では、人口増加に伴って一グループに20~30世帯が含まれることもある。近接する10前後の世帯をひとまとまりとする村が大半であるが、中には、隣人同士では遠慮が生じやすいと、あえて家が離れている世帯をグループ化する村もある。

セーエインムーは村長の手足の役割を果たすと考えればよい。村内清掃、道路修繕、祭り等の際の人々の招集や集金の際に、セーエインムーは担当世帯グループに関する責任をもつ。また、村長からの指示を担当世帯に伝えることも一つの役割である。セーエインムーにも任期はなく、村長以上に長年務める者もいる(逆に村長の交代時に一斉に替わる村もある)。セーエインムーの名簿は郡への提出が求められることから、その意味では行政上インフォーマルな役職だとは言いきれない。しかし、基本的には村の事情に応じて維持されている制度と解してよかろう。村長職に就く者にはセーエインムー経験者が少なからずいる。

---

<sup>13</sup> SPDC 政権下では村落区平和発展評議会 (VPDC) のメンバー (アプェウイン) と呼ばれていた。また、通常、事務スタッフが配置されるが、このスタッフは公務員 (内務省) であり給与が支払われる。村民とは限らず町に居住している場合もある。

<sup>14</sup> ただし、郡の判断で村落区長が事実上解任され、新たに村落区長を選出するよう圧力がかかるケースはある。また、村落区によっては郡役人の立ち会いのもとで村落区長の選出が行われる。2011年9月の国会にて村落区長を住民の総意による選出ではなく、郡の任命とする法案が検討されており、今後の制度は本稿執筆時点では明らかではない。

この世帯グループ制の起源を筆者は確認できていない。Brant [1954] は 1950 年に下ビルマの一農村を調べ、“ten house heads” に関する若干の記述を残している。それによると、「植民地期を通じてこの制度は存在していたと思われるが、1948 年後にはほとんど機能しなくなっていた」とのことである。また、上ビルマに関しては Nash (Nash [1963:198]) が “ten households heads” (フィールドワークは 1960 年) の存在に触れている。

先述の村落区レベルの村長の役職名「ヤーエインムー」は本来セーエインムーのまとめ役である(その意味で各村の長の呼称としては妥当ともいえる)。村の世帯数が多い場合に、村長の負担を軽減するために村長とは別にヤーエインムーを任じる傾向がある。

村の様々な決定には、村の主立ち(ヤッミーヤッパー 直訳では「村の親」)<sup>15</sup>の意見も重要である。主立ちは通常年配者の男性が中心で、過去の村長などが含まれることが多い。村の中での位置づけや役割は、村の事情に合わせて差異があると見られるが、総じて村のご意見番とみなせばよいだろう。村長が若く経験が浅い場合など、こうした主立ちの意見はとりわけ重視される。

### 第3節 コミュニティ・フォレストリーの展開

#### 1. 調査の概要

ミャンマーのコミュニティ・フォレストリーの地域分布を見ると3つの地域に集中している(表4)。山間部のシャン州(特に南部)、ドライゾーン(マンダレー地域・マグエ地域)、そしてデルタのエーヤーワディ地域である。

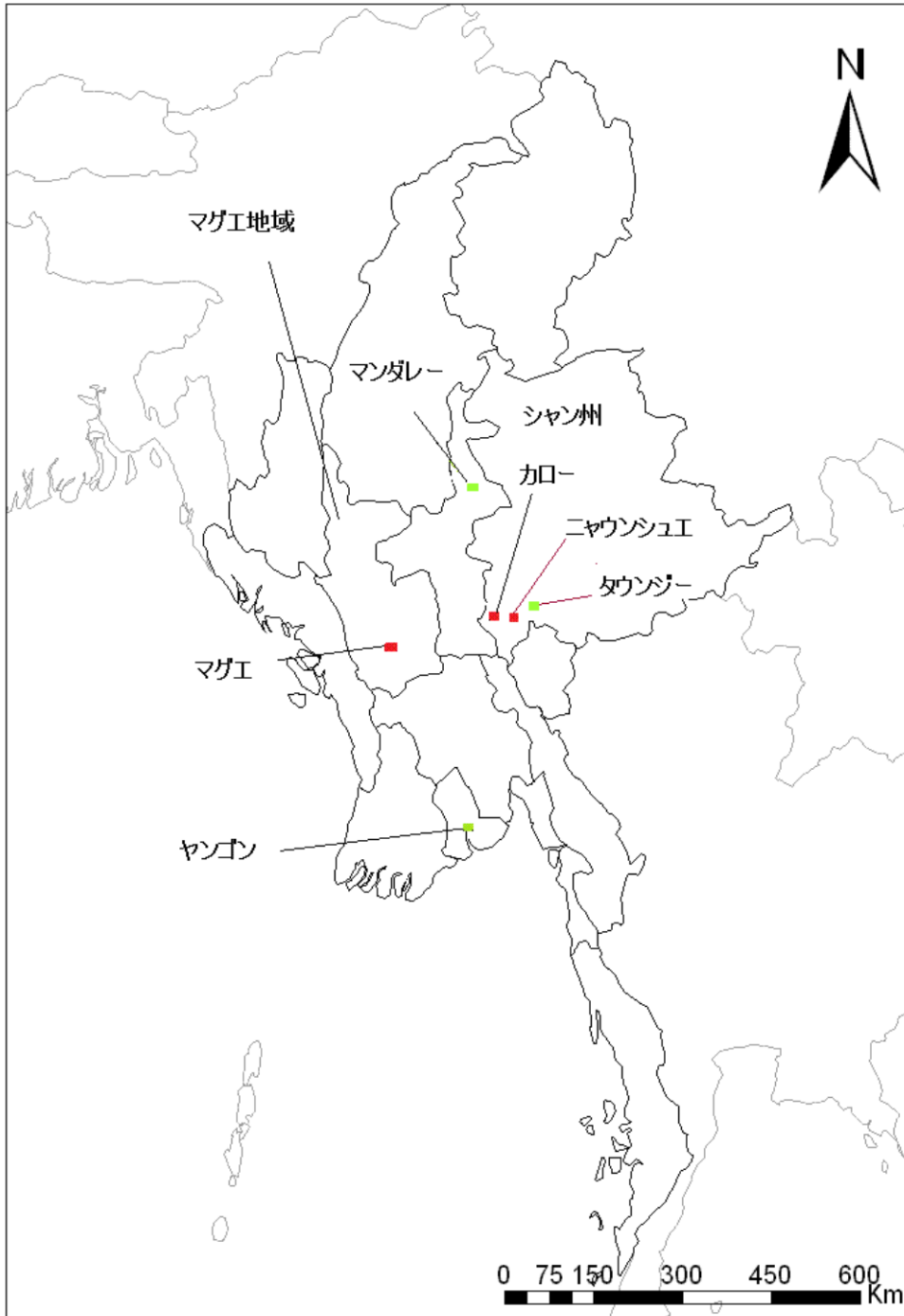
表4 州・地域別 CF 面積 (2010 年)

地域	州/地域	面積(エーカー)	%
山間部	南シャン	52,597	50.7
ドライゾーン	マンダレー	10,914	10.5
ドライゾーン	マグウェ	10,517	10.1
デルタ	エーヤーワディ	6,206	6.0
	その他	23,424	22.6
	合計	103,658	100.0

(出所) Department of Forestry, Myanmar.

<sup>15</sup>Nash [1963:193] には、村長の下に4人の Village elders がいるという表記がある。これは現在の村でいうところの Village elders よりもフォーマルな役割、位置づけにあったと考えられる。今後、村の主立ちに関してはその機能や役割を明確にする必要がある。

図2 調査地の位置



(出所) 筆者作成。

そこで、本稿の調査は上記3つの地域の内の二つ、シャン州（南部）（カロー郡，ニャウンシュエ郡），ドライゾーン（マグエ郡）を対象として2012年1月に実施した（図2）<sup>16</sup>。それぞれの郡のコミュニティ・フォレストリー・プログラムが存在する村（チェーユワー）を訪れ，村長，ユーザー・グループ関係者など村の有力者に対して直接聞き取りを行った。対象となった村落はカロー郡で5村，ニャウンシュエ郡5村，マグエ郡9村の合計19村である。聞き取り内容は，村の基礎情報，コミュニティ・フォレストリーの概要（きっかけ，利用・管理の方法），そしてコミュニティ・フォレストリー以外の他の村の協同活動の内容などである。

本稿がコミュニティ・フォレストリーの森林管理制度としての評価を目的とするならばいくつかの論点に絞って，各事例を横断的に検討することも有効である。しかし，本稿の関心はコミュニティ・フォレストリーの展開を通して見える地域社会の組織化メカニズムである。そこで，地域社会全体が見渡せるようにここでは事例ごとに記述を進めることとする。19の事例の中から，様々なパターンが把握できるように各地域3つの村を選び紹介する。なお，19村すべての基礎情報は補足資料としてまとめる（補足表1）。

## 2. コミュニティ・フォレストリーの事例

### （1）M村（カロー郡）

M村はL村落区に属する4村の一つで，世帯数が130の村である。4村の民族構成はまちまちである。M村はタウンヨー族とダヌー族（3対1の割合），他の3村はダヌー族+ビルマ族（230世帯），タウンヨー族のみ（250世帯），ビルマ族とパオー族（60世帯）となっている。

M村の村長は40歳で調査時点では在任6年であった。村長の選出は，各世帯1名を会合に集め記名投票で行う。獲得票数が僅差の場合は再投票となる。村落区長は世帯数の多い2つの村（ダヌー族+ビルマ族の村，タウンヨー族の村）から出ることが多い。したがって，M村の村長は村落区レベルではヤーエインムーとなる。

M村にはヤーエインムーは10名おり，家が近接世帯する世帯でグループが作られている。この村では，村長がヤーエインムーに適格と見なす者を指名し，皆の同意をとるという方式で選出していた。また，ヤーエインムーは村長の交代時に一斉に替わることになっている（むろん病気等の理由での途中交替はある）。村の主立ちは10名ほどいる。村の会合は必要に応じて村長の家や僧院で開かれる。

---

<sup>16</sup> カロー郡には25村落区（23町区），ニャウンシュエ郡には35村落区（+8町区），マグエ郡には43村落区（+15町区）が存在する。

ミャンマーの村には慣習的な規則が定められていることが多いが、M村ではそれを成文化している（補足資料1）。またセーエインムーには罰金などの詳細を文書で渡している（補足資料2）。これらの規則は代々受け継がれてきたものだが、罰金額は時代に合わせて変化するのは言うまでもない。

M村では約100世帯が畑（ya）で陸稲、しょうが、ジャガイモの栽培を行っている。水田（le）を保有している世帯は20ほどいるが、面積は小さい（最大で3エーカー程度）。農地を保有しない土地なし世帯は5世帯と少ない。村の近くに鉱山があり、そこで日雇いの労働をする者もいる。出稼ぎに出かけている者は国内が3名（パカーンでの鉱山労働）、シンガポールに1名（建設労働）と少ない。

M村のコミュニティ・フォレストリーは300エーカーで指定林地内にある。認可は2001年でカロー郡ではもっとも古いものの一つである。対象林地の7割が天然林（認可前の状態は劣化）、3割が植林地となっている。

コミュニティ・フォレストリー申請をM村に働きかけたのは森林局である。実は対象地には森林局の植林地が含まれている。そのエリアが町（カロー）と近いこともあって密伐採の懸念があったため、近接するM村にコミュニティ・フォレストリーとして管理を任せようという意図が森林局にはあった。村としても対象地に村が大切に保全してきた水源林が含まれていたこと、また煩雑な申請手続きはカローを拠点とする地元NGOのサポートが期待できたこと（このNGOはこの村に対して図書館、ポンプなどの供与も実施していた）から申請を承諾した。コミュニティ・フォレストリーの管理委員会の長は村人ではなくNGOの代表が就き、ユーザー・グループには村人16名がメンバーとして登録された。しかし、この16名に実質的な意味はなく、村人全体の管理・利用という認識が村人には共有されている。村民以外にはこの森の利用権はない。M村にとっては水源林保全が最重要であることから、この森での村民の薪収集は原則禁止とした。ただし、村内の貧困世帯が薪を要する場合には村長の判断で例外的に収集を許可することもある。植林地では5年経過するまでは牛の放牧を禁止したが、現在は村内・村外の者の放牧は自由である。また、認可後の植林や防火作業（1年に1回）、除草（年1回2日程度）は各世帯1名が作業に出て行った（防火や除草は植林後数年必要だが、植林した苗がある程度成長した時点で不要となる）。先述のとおりこの森は外部者のアクセスが容易な立地であることから、2004年から1年3ヶ月の間、村人2名をガードマンとして雇用した。彼らの賃金は上述のNGOが負担したので村民の負担はない。一定期間のガードマン雇用の効果で密伐採件数が減ったこと、村人の畑にも近く作業者が注意を払えることから、その後は村全体で監視する体制に移った。密伐採者を捕まえた場合には罰金を科し、その薪は没収して村の僧院に寄付することとしている<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> 村人が日常使用する薪燃料はコミュニティ・フォレストリーの領域外の森林で収集して

さて、M 村内には種々のインフォーマルな組織が存在する。まず宗教管理委員会（ゴバカアプエ）である。M 村には村が建てた僧院が 1 つある（調査時点では比丘僧が 1 僧と沙弥僧が 17 僧いた）。この宗教管理委員会が僧院や仏教関係行事をとりしきる。委員会のメンバーは 10 名である（男性年配者中心）。この委員会は、冠婚葬祭やパゴダ祭りの打ち合わせなどの中心的な役割を担う。なお、この村ではパゴダ祭り等宗教行事に必要な資金を特に共有資金としてはもたず、その都度各世帯から徴収する。次に教育委員会がある。村内には小学校が一つあるが、この学校を様々な面でサポートするための委員会（6 名）が存在する。冠婚葬祭に関して活躍するのが青年会である。独身の男女それぞれのグループがあり、この村では男女のグループともリーダーを 3 名ずつ任じていた。このリーダーの差配のもと、冠婚葬祭時の準備や接客をこれらのグループが担う。

上記は村の自生的組織だが、政府指導で近年組織化されたものとして、消防団（2008 年、10 名）、自警団（2005 年、15 名）がある。

M 村では「もめごとのもとになる」と村有資金（ヤンボンゲ）の運営には消極的だったが、一つの例外として近年始まったのが電化基金である。ミャンマーでは農村部の電化が進んでいないため、自助努力で（たとえ短時間供給でも）村内の電力供給整備を行う農村は近年少なくない。M 村はなかでも本格的に取り組んだ村といえ、村内の変電設備設置を許可するよう電力公社と交渉した。電力公社から提示された総費用見積もりが約 1 億チャットだったことを受けて、2007 年末に村に電力委員会を作り、3 年で各世帯 80 万チャット拠出することを決めたのである<sup>18</sup>。電気供給開始後は使用する電灯の数等に応じた料金を世帯ごとに徴収し、電力公社に料金支払い後の残額を電化基金として管理している（調査時点では 10 万チャット程度）。これは将来的に変電設備の修理などに用いる予定だという。

また、村ベースの自助努力によるインフラ整備等に関してよく見られるのがローアッパーと呼ばれる労働奉仕である。M 村では道路修繕など必要に応じて 1 世帯 1 名招集し作業を行う。村内の中心部の道を整備した年には（2007 年頃）、1 世帯あたり 3 週間程度の労働力を要したという。

## （2）P 村（カロー郡）

P 村は T 村落区に属するパラウン族の村である。世帯数は 195 である。T 村落区には 7 村が含まれるが、5 村はダヌー族の村、P 村ともう 1 村の 2 村がパラウン族の村である。

T 村落区の長の選出は、村落区内 7 村のセーエイムーや主立ちを招集した上で、各村

---

いるという。そうすると、指定林地内での収集であり違法になりうる。

<sup>18</sup> 1 世帯 1 年あたり 26 万チャットという額はかなり高額であり、全世帯が合計 80 万チャット拠出できたのかという点は確認が必要である。

長の中で誰がその職に相応しいか、親指をあげる形で多数決をとる。といっても、パラウンの村2村から村落区長が選出されたことは過去になく、常にダヌー族の村の村長が村落区の長をつとめてきたという。パラウン族の方が少数派となること、また後述するように指定林地に村を構えているなどの理由もあって（すなわち、行政との接触を回避したい）、村落区長になろうとするインセンティブは生まれなかったと考えられる。

P村には村長（67歳）と書記（63歳）<sup>19</sup>がおり、彼らは在任40年、30年と長期にわたってその地位に就いている。政権が交代し村レベルの役職の呼称が変わろうとも、彼らは常にその立場にあったことになる。

P村にはセーエイムムは17名いる。村は大きく7つの集落に分けられ、集落ごとに2名ずつを集落内で選ぶことになっている（合計14名）。各集落の規模は10世帯から30世帯とまちまちである。残りの3名は、2名が事務担当、1名が監査担当として別途選任されている。これはこの村独自の取り決めである。これらセーエイムムにも任期はない。村の相談役となる主立ちは5名いる。

1年に1度の全世帯を招集した村の定例会合の他は、必要に応じて会合は開かれる。森林問題などもこの村の会合で話し合われる。

現在、P村の多くの世帯はみかんとお茶の栽培で生計をたてている。昔は焼畑で陸稲や葉タバコ（タナベ）の栽培を行っていた世帯もあったが、後でみるように村の「意思」としてこれらをやめた。自分の茶の販売のためヤンゴン等に行商に行く者はいるが、基本的に国内、海外とも出稼ぎ者はいない。

P村のコミュニティ・フォレストリーは約40エーカーで、村と同じく指定林地内にある。場所は村から2マイル程度山を下ったところである。認可は2005年でM村より遅い。P村のコミュニティ・フォレストリーは本稿の事例の中ではやや特異である。対象の40エーカーの土地をユーザー・グループ・メンバーで分割し、各人がその土地の上部に植林をし、下部にみかん、茶やアボガドなどを栽培する。植林を含めた営林作業はユーザー・グループ・メンバーの共同作業ではなく、それぞれの土地を個々人が責任をもつ<sup>20</sup>。メンバーの中には、自分の割当地内に小さな小屋を建て住んでいる者もいる（本来違法ではないかと思われるが森林局は黙認している）。常に誰かがその地区内にいることになるため、別途侵入者を見張る必要はない。

コミュニティ・フォレストリー申請のきっかけは、この地区に外部からの密伐採者が多かったことにある。森林局が密伐採防止のためコミュニティ・フォレストリーとして囲いこむことを村に薦めたのだった。書記が申請の音頭をとり（コミュニティ・フォレストリー管理委員会の長は書記である。ただし書記自身は土地割当を受けていない）、土地の利用

<sup>19</sup> 書記は南パラウン協会の会長でもあり、パラウン族のなかでも名士ということになるろう。

<sup>20</sup> このユーザー・グループ・メンバーに対し、あるNGO（M村とは別）は2006年からユーザー・グループに月3万～4万チャット（月利3%）の融資を行った。

希望世帯を募った。土地割当対象世帯は村の中でも相対的に貧しい層を優先したようである。こうした過程からすると、このケースでは村全体がコミュニティ・フォレストリーの利用・管理に関与してはいないものの、最初の受け皿は村であったと見なせる。

P村が現在の場所に移ったのは1935年である。P村自体が指定林地内にあるため、村人と政府・森林局との関係は必ずしも良好ではなく、むしろ緊張関係が続いていたようである（書記は詳細を語ろうとしなかったが「昔は森林局といろいろ問題があった」と述べていた）。森林局員の一人も、（彼がカラーに転任してきた）20年前にこの村を訪問しても、森林局のユニフォームが軍服に似ていることもあったのだろうか、人々は家の戸を閉ざしどこかに隠れ逃げてしまっていることを度々経験したという。ビルマ語で話しかけても、（実際は理解しているはずだが）理解できないふりをするなど可能な限り森林局との接触を断つ姿勢が強かったようである。村長、書記など村の有力者は指定林地の中でこの村・村人が生き抜くにはいかにかすべきか試行錯誤を繰り返し、最終的に選択したのが森林保全の姿勢を打ち出すことで森林局との折り合いをつけることであった。村全体が焼畑による陸稲や薪を多く消費するタナベ栽培をやめ、茶やオレンジ栽培へ転換したというのも、その流れのなかでの決定だった。

P村の書記は外部からの援助を村に呼び込むことに積極的である。その成果だろうか、P村は山の高い場所に位置するアクセスがよくない村ではあるものの、ソーラーパネルを設置した家もあれば、貯水タンクとプラスチック製の水道管なども整備されている。清潔なトイレをもつ家も多い。対外的支援の呼び込みは村の得る直接的な利益も大きい、村の立場を固める一助にもなる（政府当局が村の立ち退きを容易に命じることはしにくくなる）。これは推察の域を出ないが、P村が森林局、そして地元NGOのコミュニティ・フォレストリーの働きかけに積極的に応じたのも、森林局が推進する政策に協力することで（郡森林局にはコミュニティ・フォレストリーの面積を増加せよという中央からの圧力がある）、森林局との良好な関係を保つ意図があったのかもしれない。

P村では、コミュニティ・フォレストリーとは別に、村を取り巻く森林の保全のために森林委員会を設置している。委員は6名で、密伐採の通報があれば直ちにこの委員会が対応することになっている。とくに1992～93年に運営が始まった瞑想堂（タヤーサカン）を囲む16エーカーほどの森林の保全には細心の注意を払っている。それでも密伐採は年に1～2回程度の頻度で起きるが、森林委員会が密伐採者を捕らえた場合には僧院に連行した上で注意を与える。伐採量が多い場合、またはその密伐採者が2度目であった場合は2～3万チャットの罰金を科すことにしている。

森林保全の姿勢を全面に出す村の生き残り戦略の選択と平行して、瞑想堂の建設も村のあり方を大きく変えたようである。円滑な瞑想堂運営<sup>21</sup>のためには、村の規律を正さねば

---

<sup>21</sup> 1年の間では乾期の3ヶ月のみ運営し、村内・村外の人が利用する。30の個室があり、

ならないと、規律の成文化をはかった。これはM村のそれよりも多岐にわたっている。1991年に村の5名からなる消防団（政府指導のものではない）が作られ、同じ年に青年会も改めて組織化された（男女それぞれリーダーは1名ずつ、現行のメンバーは男子20名、女子20名である）。こうした動きも瞑想堂運営の準備であったと見られる。

宗教管理委員会（4名）、教育委員会（7名）はこの村にもある。僧院は1つで（比丘3僧、沙弥3僧）。通常の食事の寄進に加え、この村では年間1世帯1袋のコメを僧院に寄付することを決めている。学校（1年生～8年生）があるが、5～8年生に関しては政府認可ではなく村が独自に開校しているもので、教師2名を別途雇用している。この教師の給与は5～8年生の父兄が負担する。

道路清掃、僧院の清掃などは各世帯から1名が出て行う（労働奉仕）。P村では年平均4～5日程度の頻度で行われている。

パラウン族は民族としてのまとまりを強く意識する民族なのかもしれない。それは、村民が他民族と結婚した場合（たとえ仏教徒でも）、永続的にこの村に留まることは許さないという慣行に垣間見られる。本調査で訪れた他の村（パラウン族以外の村）では、仏教徒同士であるならば他民族でも村内居住は全く問題ないとしていた。そうした強い民族意識もP村独自の規律性を支えているのかもしれない。

P村は様々な場で徴収した罰金を村としてプールしている（この村ではセーエインガウン資金と呼んでいる）。その残高は徴収した罰金次第であるので当然のことながら年ごとに増減がある。2009年には20万チャット、2010年には3万チャット、2011年には9万チャットであった。これらは子供関係やパラウン文化維持のためなどに使用される。また、瞑想堂の保有資金もあり、これはすべて瞑想堂関連に用いられている<sup>22</sup>。

### （3）H村（カロー郡）

H村はP村と同じT村落区に属する。T村落区のダヌー族の5村のうちの一つである。世帯数は52と村の規模は小さい。全世帯が畑をもち、水田の保有世帯も15ほどいる。畑ではショウガや陸稲が輪作で栽培されている。出稼ぎ者は国内・海外ともいない。

H村の村長は29歳と若く、2011年6月に就任したばかりであった。前村長の辞職の意向を受けて、村内では彼を含めて2名の候補の名があがった。全世帯による選挙が実施され、若い世代に経験を積ませることが重要と現村長が選ばれたという。H村でも近接する世帯をほぼ10ごとにグループ化し、その中でセーエインムーを選ぶ。セーエインムーは5

---

1人9日間にわたってそこで瞑想にふける。比較的近いパラウン族の村からやってくることが多いが、他民族の者でも可能である。他民族の人が対象者に含まれる場合、説法などはパラウン語ではなくビルマ語で行われる。

<sup>22</sup> 2010年に2000万チャットだったが、建物の修理を行ったため2011年には残額は620万チャットであった。

名おり、任期はない。村の主立ちは10名である。村の会合は定期的には開かれず、必要に応じて村長の家で開かれる。村の規則（喧嘩が起きた場合には当事者双方とも労働奉仕を行う、夜10時以降は騒いではいけない、村内での飲酒はよいが販売は禁止など）はあるが、成文化はされていない。

H村のコミュニティ・フォレストリーは1163エーカーと広い。対象地は公共保護林地の天然林（劣化した状態）で、認可は2001年である。H村の場合も、M村と同じく対象地内に水源林があることがコミュニティ・フォレストリー申請の大きな動機であった。この森には木炭生産やトマト用木箱用の材木を求めて町（アウンバン）や他村からの密伐採者が絶えなかった。そこで、コミュニティ・フォレストリー制度を利用して村（そして村民）が森に関する権限を持つようしたらよい、という森林局の勧めに応じたのである。

H村のコミュニティ・フォレストリーも、ユーザー・グループの実質的な意味は失われ、村全体での利用・管理となっている。2001年から3年ほどは防火・除草等を1年に1度各世帯1名が集まり共同で行った。村はこの森林の個人利用を認めておらず、祭りや結婚式など村人全員に恩恵が渡る行事のみに利用を限っている（個々の世帯が日常的に使用する薪は畑の周囲の木の枝等で充足する）。M村とは異なり、H村では村内の貧困層の利用に特段の配慮はしていない。牛の放牧は村内、村外の者に関わらず自由に行ってよい。

森の維持・保全に関しては近年一つの新しい動きがあった。密伐採者対策を村の会合で話し合った結果、2010年から沙弥僧1僧と村人1名をこの森のガードマンとして雇用することにしたのである。沙弥僧には賃金払いはできなく寄進の形をとるが、村人のガードマンには月2万チャットを支払う。この賃金等の支払いのために各世帯から月500チャットを徴収している。この森の周りには畑が広がっているので、畑と森の境をパトロールすれば木の伐採音が聞こえ、密伐採者を発見できるという。

H村の村民が布施をする僧院は異なる村落区に属するL村と同じである（行政区分と宗教的なつながりが一致しないケースである）。H村とL村の間にこの僧院は位置している。したがって、宗教管理委員会もH村からの3名、L村からの2名で構成される。僧院ベースの宗教行事はすべてこの2村合同で行う。なお、この僧院には比丘が1僧、沙弥が3僧いる。

村には小学校が1つあり、政府派遣の教師が3名いる。2名の学校委員の役割は教師の様々な要請に応えることである。村の全世帯（学校に通う児童がいる世帯だけではない）から月約800グラムのコメを徴収し、教師に対する経済的な支援もする。消防団は6名で政府の指示によるものではない。この村では青年会は2009年頃まで存在したが調査時には消滅していた。そのため冠婚葬祭時の差配は基本的にセーエインムーが行う。

労働奉仕はこの村では比較的頻繁に行われており、年間30日程度に相当する。幹線道路から村までの一本道も、アウンバンの町開発委員会（Town Development Committee）が道の半分までしか造成しなかったため、2006年に残り半分を村が1世帯5日の労働を割り

当てて完成させたという。

村が運用している共有資金はとくにない。

#### (4) L村 (ニャウンシュエ郡)

T村落区に属するL村は167世帯の村である。インダー族が多数派でシャン族、ビルマ族、タウンヨー族が少数いる。ニャウンシュエ郡の村落区には数多くの村が含まれる場合が多いが、T村落区も14の村からなる。L村にはインレ湖に浮かぶ浮畑でトマト栽培をする者(90世帯)、畑でさとうきびやとうもろこし、落花生などを栽培する者(30世帯)、水稻栽培(10世帯)をする者が多い。雨期には定置網で漁業をする者もいる。土地なし世帯は15世帯ほどである。収益性が高いとされるトマト栽培世帯が多いことから、インレ湖畔の村の中でも裕福な村といえる。国内出稼ぎ者はいないが、海外ではシンガポールに男女1名ずつが出稼ぎに行っている。

L村の村長は59歳で、就任は2008年である。この時に同時に村落区平和発展評議会(当時)のメンバーとなった。実は同村長は2度目の村長就任で、初回は1993年から2004年の9年間であった(同村長は青年会のリーダーも経験している)。

L村でもセーエイムーは近接10世帯ごとのグループの中で選ばれ、問題ない限り交替しない。現村長が2008年の就任時に若干制度に変更を加えたのは、村長とは別にヤーエイムーを1名おいたことである。このヤーエイムーは、セーエイムーが行う労働力招集や集金などの総とりまとめ役となり、村長は対外的なことに専念するためである(L村は一種のモデル村で、政府関係機関や援助団体などが絶え間なく訪問している)。L村の主立ちは10名いる。村の定例会合はなく、必要に応じて説法堂で行う。議事内容によって、参加者はヤーエイムー、セーエイムーと主立ちのみか、全世帯となる。

L村にも、成文化はされていないが、村内での飲酒と喧嘩は禁止、反した場合は労働罰を科す、家畜が他人の田畑に侵入し被害を与えたら1度目は注意、2度目以降は賠償する、当事者同士で示談が成立しない場合には村長等村の有力者が仲裁する、村人が死亡した日は一切仕事をしてはならない(葬儀の手伝いをする)などのルールがある。

L村のコミュニティ・フォレストリーの面積は600エーカーであり、非常に劣化した公共保護林地が対象地であった。認可は2000年である。ユーザー・グループは書類上90名と登録されているが、この村でも実質的には村の全世帯が構成員と認識されている(村民以外には権利はない)。申請のきっかけはやはり森林の劣化を食い止める必要性を説いた森林局の説得であった。L村では、マネージメント・プランに沿って、初年度には森林局供与の苗で25~30エーカーの植林を実施し、当該部分の防火作業や除草作業を行った。しかし、この植林した苗は順調に育たなかったという。その後は植林や営林作業は全く行われず、見張り番などもおいていない。この森の村民利用に関しては、伐採してよい部分、地区、量などを村民に事前に伝えてあり、それに反した場合には村長が注意するという程度

の対応に留まっている。森の監視をしていないこともあって、外部者による密伐採も起きている。密伐採者を捕らえた場合には、その薪等を没収し僧院に寄進するか村の冠婚葬祭時に使用することになっている。仮に密伐採者が枝だけではなく幹を伐採したならばそれ相当の植林を求めることもある。牛の放牧は村内・村外者も自由である。

L村のコミュニティ・フォレストリーの最大の問題は山火事である。本来ならば防火作業が欠かせないが、村長は村で森全体の防火作業をするには面積が広すぎるとして実施していない。とはいえ、もともとかなり劣化した森だったものが、10年以上経過して天然林がある程度再生してきたこと、薪燃料としての利用はそれほど多くないために、森林の状態は以前ほど悪くはない。

L村の宗教管理委員会は10名からなり、僧院（比丘3僧、沙弥4僧がいる）を支え、また種々の仏教行事を統括する。小学校が1校あり、その教育委員会は7名で構成されている。この村では政府派遣の教師（3名）への経済的支援は特に行っていない。消防団は政府主導で2006年に創設された。祭りや冠婚葬祭にはやはり青年会（会長と書記1名ずつ、その下に男女各3名のリーダーいる）が活躍する。

南シャンにはUNDP（国連開発計画）によるマイクロファイナンス・プロジェクトが実施されている村が多く、L村もそうした村のひとつである。ただし、UNDPのマイクロファイナンス・プログラムには村（村長など）が直接関与しないことが多く、この村でもそうだった。これとは対照的なのが、2011年8月から始まった環境保全森林省と協同組合省が合同で実施しているマイクロファイナンス・プログラムである（現在合計51名、18歳以上の男女が借り入れ）。こちらには村が大いに関与している。その理由は、借入者の利子払いのうち（月利2.5%）、一定割合が村の収入となるからである（0.5%）。この収入を村は将来的に森林関係事業に使用することとなっている。

L村には他にも共有資金が複数ある。まず、僧侶に僧衣などを寄進するカテインという行事（雨安居明けの11月）の費用を捻出すべく2007年から開始した基金がある。これを管理するのは宗教管理委員会で2007年のカテインの際に集めた資金の余剰を月利5%で村民に貸し出すことから始まった。2011年の貸出額は1人3万チャットであり、原則として全世帯が借り入れる。しかし、借入れに消極的な世帯（返済が困難な世帯を含むと思われる）がいる場合は、その世帯の担当セーエインムーがその者に代わって借り入れる。そのため、セーエインムーによっては最大30万チャットを借入れることにもなる。返済方法は1ヶ月ごとに利子、半年で利子と原資返済となっている。なお、この基金は毎年のカテインの寄進費用としてのみ使われる。

ふたつめは教育関係の共有基金である。学校の生徒向けの表彰式用に集金した金の残額を元手として1990年に始まった。教育委員会と教師が管理し、現在残高は30万チャットである。貸し出し人数は不明だが、額自体がそれほど大きくないことから生徒の親世帯を中心とする10名前後と考えられる。貸出利子はやはり月利5%である。この資金は学校関

係に使用される。

最後が青年会共有資金である。これは2004年に30万チャットで始まり（おそらく祭り等で集金した残額を原資としていると考えられる）、現在220万チャットに達している。借り入れるのは青年会メンバーのうちの44名で、それぞれが5万チャット借りている。青年会のメンバーは全体で約100名いるため、順に借り入れることになっている。利子や返済期間は上記のふたつの共有資金と同じである。2011年にはこの資金を用いて祭りや冠婚葬祭時に使用する皿などを80万チャット相当購入した。

僧院は1つあり（比丘僧1僧，沙弥僧6僧），1日8世帯が食事を担当している。一世帯につきほぼ15日に一度当番が回ってくる。

L村でも学校清掃，道路や橋の修繕，村内清掃なので労働奉仕は行われており，平均すると年間5日程度とのことである。

#### （5）T村（ニャウンシュエ郡）

T村はT村落区に属するパオー族の村である<sup>23</sup>。世帯数は80世帯である。パオー族の他に，ビルマ族，ダヌー族，リス族が数名いる。

T村は1990年に現在の場所に移転した。何らかの深刻な病が村内に蔓延し（病名は不明）1年の間に次々と死者が出た。その原因は村の立地にあるに違いないと村ごと移転したのである。ただし，その際2～3世帯が元の村に留まることを選択し，現在は元の村も30～40まで再び世帯が増えた。

T村では4～5世帯を除き全世帯が畑を保有し，メイズ，葉たばこ，マメ類などを栽培している。村民によると，葉たばこの収益は単位面積あたりメイズの約5倍相当になるという<sup>24</sup>。国内の鉱山労働の出稼ぎに3名，また国外ではタイに4名が出稼ぎに出ている。

T村には村長と書記がいる。T村の村長と書記の選出方法はユニークで，いわば当番制である。80世帯の世帯主のうち35～50歳の者が村長候補，書記候補として20名ずつリスト・アップされている（なお，健康上の問題がある，ビルマ語が不得意など就任困難な10名程度はリストから除外されている）。この名簿の順に6ヶ月毎に村長・書記が交替していくのである。とはいうものの，調査時の村長（41歳）と書記（40歳）は就任から既に7ヶ月が経過しているように，6ヶ月という期限は厳密なものではない。個人の事情が許すならばそれより長く勤める村長・書記もいる<sup>25</sup>。この当番制は，村の要職に就くことから生じる

---

<sup>23</sup> T村落区に何村含まれるのか，村長は即答できなかった。また，村落区長の選び方などに関しても知らないようであった。これは後で見るとこの村の村長が当番制になっていることが関係しているだろう。

<sup>24</sup> P村のところで述べた通り，葉たばこはあぶる際に多くの薪を消費するというのが問題となる。

<sup>25</sup> この方法を取り入れる前の村長と書記は1年から5年と在任期間はまちまちであった。

時間及び経済的負担を村民が平等に負うことを目的として 2009 年に始まった。これが導入される以前の村長の在任が 13 年と長期だったことが一つの背景にあるのだろう。順番が来る前に 50 歳を超えた人は順次名簿から外れ、新たに 35 歳になった人が名簿に加わっていく。

一方、セーエインムーはこの村でも近接する 5～10 世帯のグループの長で、グループ内の選挙で選出される。健康等の問題がない限り交替はしない。村のさまざまな出来事を相談する主立ちは現在 8 名おり、人口、世帯数が増えたことで 2000 年に改めて組織化したという経緯がある。

T 村では村の規則は成文化されていない。しかし、他村と同様、村内での喧嘩にはその事情等に応じた罰金や労働罰を科すことや夜 9 時以降は静かにするなどが定められている。

T 村のコミュニティ・フォレストリーは、29 エーカーと小さく指定林地内にある<sup>26</sup>。認可も 2010 年 10 月とごく最近である。状態が良好な天然林で、村からの距離も近い。ユーザー・グループには申請当時の全世帯の世帯主 63 名が名前を連ねた。この森は指定林地内とはいえ、もともと村が利用してきた森だった。コミュニティ・フォレストリー申請は、数年前にシャン州軍管区司令官（当時）の指示で森林と接する土地が畜産ゾーンに決定したことがきっかけだった。畜産ゾーンとは、政府に名目的な地代（エーカーあたり 500 チャット）支払うことで 30 年間の長期リースが可能となる土地である（用途は畜産業に限定されることにはなっている）。村は、この森とその土地とが接しているため、なし崩し的に畜産ゾーンの一部になる可能性を懸念した。そこで森林局に対応を相談したところ、コミュニティ・フォレストリーの申請を薦められたのである。

T 村では 2011 年に各世帯 1 名が合同で合計チーク 200 本の植林を行った。もともと状態が良好な森であったことから、2011 年には枝などを売却し（共有林令に従い森林局の立ち会いのもとで実施）約 100 万チャットの収益をあげた。この収益金は村内の水道管（プラスチック製）設置に使用した。

この森は村の領域と接していることから別途パトロールなどの必要はない。近隣村もパオー族の村であり、互いに越境してはならない（これはコミュニティ・フォレストリーの森も実質的に含まれる）との約束事が村の間で交わされており、他村からの密伐採者もいない。家畜の放牧は村内・村外の者も自由である。

僧院（比丘 1 僧、沙弥 3 僧）には T 村の元の村の村民も布施をしており、宗教管理委員会も合同である（3 名が T 村、2 名が元の村）。僧院の食事も T 村から 5 世帯、元の村から 2 世帯が早朝の食事を交代で用意する。

労働奉仕は、学校、僧院の掃除等で年間 10 回ほど行われている。

---

<sup>26</sup> T 村自体も指定林地内にあることになる。しかし、P 村と比べると、村が指定林地内にあることに対する懸念は感じられなかった。

T 村には共有資金はない。

(6) TI 村 (ニャウンシュエ郡)

M 村落区は合計 17 の村からなり、TI 村はそのうちの一村である。世帯数は 37 と少なく、インダー族中心 (他にはビルマ族、ダヌー族が数名) の村である。

浮畑でトマト栽培する者 (19 世帯)、畑でさとうきび、メイズを栽培する者 (25 世帯)、水稲栽培する者 (3 世帯)、農地をもたない者が 10 世帯ほどいる。TI 村は湖畔から離れていることから漁業従事者はいない。

M 村落区の長は郡の立ち会いのもと、各村の有力者 (村長、セーエイムムーなど) が 4 ～ 5 名集まり、選挙で選出される。現在の村落区の長 (40 歳) は TI 村とは別のインダー族の村の村長である。任期は 3 年となっているが、現在の村落区長は再選されて 6 年経過している。村落区の会合は必要に応じて 2 週間ないし 1 ヶ月に 1 度の頻度で開催される。

TI 村の村長 (62 歳) は在任 15 年以上と長く村長職にある (調査時の年齢 62 歳)。その理由は他に適任者がいないからだという。二年前から村内の体制をやや変更し書記と伝令係 (ユワゾー)<sup>27</sup>を置くようにした。また、村長は世帯グループも 10 世帯より小さいほうが機能すると考え 1 グループ 8 世帯を基本とし、セーエイムムーを 5 名置くこととした。この村では村長がセーエイムムーを指名する。指名にあたっては各グループの合意をとるものの、村長から見て任せて安心な人を選ぶのである。世帯のグループ分けは家が近接する世帯という点は多くの村と同じである。村の主立ちには、他村とは異なり、男性のみならず女性も含まれている (男性 8 名、女性 6 名)。村の会合は月 2 回ほど村内の説法堂で行われる。

TI 村内のルールには、喧嘩を起こした場合には道路補修という形で労働罰を科す、村内で酒を販売してはならない、21 時半以降はカラオケなどの騒音を出してはいけないなどがある。

TI 村のコミュニティ・フォレストリー (326 エーカー) は指定林地内にある。認可前の森は非常に劣化していた。森林局の薦めで申請を決めたが、この村の場合も対象地に村が長い間利用してきた 20 エーカー相当の地区が含まれている。村としては薪燃料の確保と畑への水供給が安定することを期待しての申請だった。認可は 2001 年である。当初、森林局側が事務手続きの手間を省くため 3 つの異なるコミュニティ・フォレストリーを合わせた形で登録したが、現在は公式に 3 つに分けられている。

TI 村のケースでも、ユーザー・グループは実質的には村の全世帯である。初年度には全世帯を動員して 1 ～ 2 日かけて 1000 本を植林したが、成長したのは 4 割程度という。植林

---

<sup>27</sup> ユワゾーに関しては、Ma Kyan [1969,10] に記述がある。そこでは、併合直後の上ビルマでは使い走りのようなものと記されている。

後の防火作業は1年に1度実施した。森と村人の畑の距離は近いいため特段のパトロールなどは行っていない。現在、コミュニティ・フォレストリー内の個人の薪収集は基本的に認めていない。とはいえ、村内の貧困世帯が密かに薪を収集していることも村長は知っているが、黙認している。2004年に森林局の立ち会いのもと牛車20台分の薪を村として売却し、その収益は村人に平等に分配した。以前は木炭生産をするインダー族やパオー族が多かったので密伐採が頻繁に起きたが、最近は減少している。

TI村ではあるNGOが2009年から入り種々の支援を実施している。縫製や大工業の職業訓練やうさぎ飼育（毛皮を販売）、トイレ整備、保険医療関係のトレーニングなどの生計、生活支援やマイクロファイナンス・スキーム（2011年1月時点で13名が10万チャットずつ月利5%で借入）などである。同村では、これとは別に2011年12月から（L村と同じ）森林省・協同組合省のマイクロファイナンス・プロジェクトが始まっていた。

TI村には小学校があり（生徒約100名）、政府派遣の教師が3名いる。この村にはこの教師の給与補填のための教育共有資金がある。原資は2000年にUNDPが供与した10万チャット（そもそも通学のための船購入資金として供与されたもの）と国際NGOが供与した50万チャットである。これを学校に通う生徒の両親対象に月利5%で貸し出すのである。2011年は1人あたり5万～10万チャットの額を貸し出し、2010年段階で残高は220万チャットに達した。この資金で教師給与を補填し、さらに生徒の文房具類などを無料配布している。この共有資金の管理は9名で構成される教育委員会が行っている。この仕組みは教師の一人（別村在住だが長年この小学校で教師をつとめた。調査時点では体調不良のため既に退職）が発案したものだという。

なお、村内には僧院がなく、村人は近所の6つの僧院に布施を行っている（個人が布施をする僧院が固定化しているわけではない）。そのためTI村には宗教管理委員会はなく、村の仏教行事（カテインなど）の際にはセーエイナムーが統括役を担う。青年会は男女1名ずつのリーダーのもと男子5名、女子10名がおり、冠婚葬祭時などの手伝いを行うことが主な役割である。

TI村の労働奉仕は学校や僧院の清掃、道普請などで年間10回ほど行われている。

#### （7）KG村（マグエ郡）

KG村はK村落区の3つの村の一つである。226世帯の村とシャンの村々よりも村の規模は大きい。すべてビルマ族の村である。KG村はK村落区の本村的な位置づけにあり、村落区長は通常この村から輩出する。村落区の長は3村の各世帯から1名を僧院に集め、KG村の村長でよいか否か同意をとるような形で選出される。村落区の会合は月に3度ほどKG村で開かれる。

現村長（59歳）は2度目の村長就任である。第一期は2003年から2007年までだった。2003年の村長選出時には、各世帯から1名を招集し、僧侶、村の主立ち立ち会いのもとで

選挙を行った。2007年には大学卒業者が村落長になるべきという中央政府の方針で交替することになったが、その際就任した村長がうまく機能せず2008年に現村長が再任された。この村でも近接する約10世帯をグループ化し、そのグループ内でセーエイナムーを選ぶ。村の世帯数が多いことからセーエイナムーは20名ほどいる。やはり任期はない。セーエイナムーのうち2名がヤーエイナムーとして村長の補佐にあたっている。村の主立ちは10名いる。村の会合は必要に応じて招集するだけで定期的には行われていない。

KG村には詳細な村の規則はないようである。夜21時以降は静かに過ごす、という程度である。飲酒や喧嘩に関しての定めも特にない。

主たる生業は畑でのゴマ、落花生、豆類栽培である。畑保有世帯は102世帯で残りは土地なしである。シャン州の村々との大きな差異はこの土地なし層の割合の高さであろう。彼らは主に農業労働（砂糖やし労働も含む）で生計をたてる。そうした村内の不安定な就業機会を反映して、出稼ぎ者も多く35名ほどがヤンゴンやマンダレーへの出稼ぎにいつている。また、2名がマレーシアで働いている。

KG村のコミュニティ・フォレストリーは、1999年にUNDPが村にプロジェクトの説明に来たことから始まる<sup>28</sup>。その際には郡の森林局員も帯同していた。コミュニティ・フォレストリーとして設定された土地は2.5エーカーと狭く、木が全く生えていない場所であった。地目としては荒地（土地査定局の分類ではCultivable Waste Land、かつての森林法の分類ではUnclassed Forestとなる）である。既述の通り、この分類の土地は新しい森林法では森林局管轄ではないため農業灌漑省の土地査定局、県などを通じた地目転換の手続きが必要となる。そのため指定林地や公共保護林地よりも裁可までやや時間を要するし、申請が必ず通ることも保証されない（森林省管轄下の土地もむろん認可が保証されているわけではないが、管轄外の土地は利害関係者が増えるという意味において調整がより難しいことがある）。

ユーザー・グループは実質的に村の全世帯である。初年度はユーカリを500本ほど植林した。シャン州の2つの郡の事例と異なるのは、UNDPプロジェクト支援のコミュニティ・フォレストリーでは、植林に対して1本あたり定額の労賃が支払われた点である。労賃という形で、植林作業に短期的な経済的インセンティブが与えられていたことになる。

KG村ではUNDP供与の苗木が余ったため、村の判断で3つの地区に植林を行った。ただし、それぞれ1エーカー、1エーカー、0.5エーカーと面積は小さい。いずれもうまく育たなかったり、または密伐採があつたりで、残っているのは植林した苗木の1割から4割（割合は地区ごとに異なる）のみだという<sup>29</sup>。防火作業は年に1度実施した。防火作業は（面

---

<sup>28</sup> 森林だけのプロジェクトではなく、農業、畜産、水などの部門を含むプロジェクトとして説明を受けたとする。

<sup>29</sup> 村長の説明ではUNDPのサポートで植林したエリアは比較的木が残っているということであったが、実際に訪問してみるとたとえばKL村のそれのように維持はされていないか

積が小さいからだと思われる) 全世帯ではなくセーエインムーのみで行ってきた。このコミュニティ・フォレストリー内の木々の本格的な利用はこれまでなく、村の共用施設(説法堂)のために4~5本丸太を利用したに留まっている。こうした経緯の土地であることから、正式には森林局にはコミュニティ・フォレストリーとして登録はされていない。

森には見張り番も特においていない。そのため、村民また村外の者による密伐採は少なからず起きているようである。この村では森の木々は燃料用の薪ではなく、家建設のための丸太として使われるケースが多い。村人による密伐採が判明した場合は、村長は注意するだけで、没収したり罰金を科したりはしていない。また村外の密伐採者を捕らえたこともない。村人の伐採を村が大目に見ているのには、2010年2月にこの村で136世帯が全焼する火事の発生が影響している。村の世帯の半数以上が家や家財道具を失い、新しい家を建てるにはどうしても丸太が必要なのである。

KG村にも様々なインフォーマルな組織がある。宗教管理委員会は35名とずいぶん規模が大きい。村内には3つの僧院がある(各僧院には比丘僧1僧に沙弥僧が数人いる)。食事の寄進は、ニューンシュエの村で見たのとはやや異なり、早朝の分は各僧院につき固定化した5世帯が担当する。昼の分は僧が托鉢にまわる。

教育委員会は11名で構成されるが、表彰式の際など必要に応じて会合を開くのみである。教師に対する特別の支援体制もない。消防団は35名から成り1972年から存在している(2003年から政府認定となりユニフォームが支給された)。青年会は男女1名ずつのリーダーのもとメンバーもそれぞれ70名いる。青年会が冠婚葬祭時などの手伝いのは同じである。

労働奉仕は最低でも年間7~8回は行われ、道普請や学校の清掃などその内容は様々である。病気の場合は免除され、都合が悪いときは代理人をよこすこともできるし、人を雇うこともできる。

共有資金は健康関係のものが一つある。マグエ管区でマイクロファイナンス事業を実施している国際NGOから2001年に10万チャットが供与され、それを原資として村内で貸し出し(月利5%、1回の貸し出し期間、金額等は不明)、2011年時点で残高が130万チャットに達した。この資金は村人が結核治療に必要な場合に、1万~2万チャットを無利子で半年間貸すという形で利用されている。宗教関係でも行事の際に徴集した金に余剰があれば、月利5%で1人当たり1~2万チャットほどの額を村民に貸与することもあるが、調査時点では残高はなかった。1980年代にUNICEFが村に供与した機械式井戸の民間業者へのリース(詳細は不明)を3年ほど行っていたが、そのリース代(25万チャット)はポンプの修理で2011年にすべて使ってしまったとのことである。

---

った。伐採されている跡も見受けられる。むろん、KL村のプロジェクトは7年ほど早く始まっていることは差し引いて考えなければならない。

#### (8) KL 村 (マグエ郡)

KL 村は、KG 村と同じ K 村落区 3 村のうちの一つである。世帯数は 250 世帯で全員ビルマ族である。KL 村は、第二次世界大戦中に元の村が戦場になったため現在の場所に移転した。

KL 村の村長 (43 歳) は就任して日が浅い (2010 年 4 月)。この村長も 2 度目の就任で、1999~2000 年の 2 年間村長を務めた。村長の選出時には村内の各世帯 1 名を招集して選挙を行う予定だったが、対立候補がいなかったため出席者の信任投票となった。KL 村ではヤーエインムーを村長とは別途一名おいている。世帯のグループ分けは、村内を走る 7 つの道ごとに行っている。一つの道につきセーエインムーを 3 名ずつ選ぶため、合計 21 名いることになる。高齢になったり、健康上の問題があったりしなければセーエインムーの交替はない。村の主立ちは 5 名いる。村の会合は月に 1 度、1998 年に UNDP が建設した事務所で行う。議題は森や保健関係、消防団の件などが中心である。

KL 村の規則の例をあげるならば、村内での飲酒は許されているが喧嘩は禁止である。喧嘩をした者は罰金としてトタンを 6 フィート村に寄付することが求められる。トタンは図書館の屋根に用いるためで、2011 年には 7 名がその対象となった。その他には夜 9 時から早朝 4 時まで騒音をたててはいけない、家畜が畑に侵入して作物に被害を与えたらまずは当事者同士の示談、それでだめならば村長が仲裁するなどがある。こうした規則は前村長の時代には徹底されていなかったとのことである。

KL 村の主な生業は畑作でゴマ、落花生、豆類が主要作物である。畑を保有している世帯は 111 ほどであり、残りは土地なし世帯である。KG 村と同じく、農業労働 (砂糖やし労働も含む) が主な彼らの所得源である。KL 村では約 50 名がヤンゴン、ネーピードー、ムセなどに流出している。農繁期に戻ってくる者もいれば、通年行ったままで 1 年に 1 度ほど戻ってくる者もいる。

さて、同村のコミュニティ・フォレストリーは 3 つある。そのうちのひとつ (50 エーカー) は実はコミュニティ・フォレストリー開始以前の 1993 年に村落薪供給植林地として定められた場所であった (前述の Local supply working circles の一環)。これが UNDP のプロジェクトのもとでコミュニティ・フォレストリーとして申請されたのである。その後 30 エーカー、15 エーカーの土地の申請も行われた。対象となった土地は荒地で木がほとんどない状態であったという。

プロジェクトは UNDP が KL 村 (村落区ではなく) に直接接触する形で始まった。村落区長のいる KG 村よりも KL 村で先に開始したのもそういった理由による。UNDP が森林局員をプロジェクト要員として雇用したことで、村やプロジェクト候補地の情報は十分把握していたため直接の接触が可能であった。

KL 村では申請時にはユーザー・グループにはセーエインムーを登録した。しかし、この村でも実質的には村人全世帯がユーザー・グループである。UNDP のプロジェクト期間

中（1999/2000年度まで）は少なくとも、年に2回の防火作業、除草作業を実施してきた。50 エーカーの林地では（土地条件も相対的に良好だったと思われるが）、植林したユーカリの木がよく成長している（残りの二つの地区は最初の地区ほどは成長していない）。

森林局の植林プロジェクトの段階では植林は行政命令に等しく、村側は半ば否応なしに従ったという部分もあった模様である。しかし、UNDPのプロジェクト開始後、（植林の労賃インセンティブなどの影響もあろう）これは村にとっても利益があると村人の認識に変化が生じたという。

植林した木は丸太としてこれまで4度ほど村の公共施設の建設に利用してきた。最初は1999～2000年に幼稚園建設に使った。2度目以降は2001年に家畜餌場、2004年に学校拡張、2005年に図書館である。木の伐採にあたっては共有林令に従って森林局の許可を取得したが、この丸太の用途は村内の検討で決めた。UNDPもこの段階では関与していない。ここ5～6年はそうした形での材木利用はないが、再び学校施設関係に使うことを検討中とのことであった。

50 エーカーの林地には現在、村の一家族が見張り番として住んでいる。2004～05年頃、この家族が森の見張り番をする代わりにこの林地内に居住することを村に希望してきた。村は居住を認め、森の監視に対する現金報酬の代わりにエリア内のプラムの実を収穫し販売する権利を与えることを決めた。

この村では植林後3年間は放牧を禁止してきた。子供の牛飼いがそれを知らずにエリアに入ってしまうことがあったが、そのたびに注意をしてきた。見張り番をおいてはいるが、密伐採が全くないというわけではない。薪のためではなく（この地域の世帯の多くがゴマやマメの茎を燃料として使用する）、農機具（犁等）を作るためのケースが多い（これらは仮に購入すると4～5万チャット程度かかる）。ただし、罰金等を科すことはしておらず、村長が注意を与えるにとどまる。

KL村の宗教管理委員会は15名から構成され、月1回の定例会合がもたれている。1991年からある教育委員会の委員は7名で表彰式などを取り仕切る。政府派遣の教師に対する経済支援は村としては行っていない<sup>30</sup>。保健委員会は1999年に作られ、UNDPや保健省のトレーニングなどの受け皿となっている。消防団は1993年にでき35名のメンバーがいる。青年会は男女2名ずつのリーダーのもとに、男子80名、女子35名のメンバーがいる。青年会が冠婚葬祭時などの手伝いをするのは他村と同様である。

村には僧院が二つある。一つには比丘6僧、沙弥3僧、別の僧院には比丘4僧、沙弥2僧がいる。食事の寄進は、一つの僧院では早朝と昼の分も用意するは固定化している。別の僧院では、早朝分は担当世帯が決まっているが、昼の分は托鉢方式となっている。むろ

---

<sup>30</sup> UNDPの支援とコミュニティ・フォレストリーの丸太を使って建設した幼稚園に関しては、教師を1人月3万チャットで雇用している。この給与は幼児一人あたり月1、000チャットの学費を充当する。

ん担当世帯以外の布施が妨げられているわけではない。

道の整備や学校清掃，また貯水池清掃などのための労働奉仕は平均して年4回程度行われている。

KL 村の共有資金は2種類ある。一つは，KG 村と同じく，1980 年代にユニセフが村に寄贈した機械式井戸のリース代を原資とするもので，2009 年から始めた。2011 年の時点で70 万チャットの残高があり，それを月7名に10 万チャットずつ月利4%で貸与している。共有資金の使途はまだ決まっていない。もう一つは教育共有資金である。調査時点の残高10 万チャット以下で2008 年からミャンマー農業開発銀行に預金している（元の資金源は不明）。

#### (9) KO 村（マグエ郡）

KO 村は G 村落区に属する5つの村の一つである。世帯数は153 世帯である。

畑でゴマ，落花生，豆類を栽培する世帯が86 ほどで，残りは基本的に土地なし世帯である。砂糖やしを保有する人は100 名ほどいる。土地なし世帯は農業労働（砂糖やし労働を含む）に従事する者が大半である。同村からはネーピードーに30 名，ヤンゴンに12 名，ベイッに4 名ほどが出稼ぎに行っている。海外出稼者はいない。

KO 村の現村長（47 歳）は2007 年に就任した。2007 年の選出時には郡の役人立ち会いのもと村長を選ぶ方式であった<sup>31</sup>。選出後，村落区レベルでは書記の役職に就いた。しかし，当時の村落区長（G 村）が2011 年に入って職を辞したので，書記だった彼がそのまま横滑りで村落区長に就任した。従来は世帯数の多いG 村（280 世帯）の村長が村落区長になることが多いが，新しいG 村の村長は就任まもなく経験がないということでそのような形で落ち着いたという。

KO 村のセーエイムーは13 名いる。10～12 世帯で一つのグループが作られ，グループ内でセーエイムーが選ばれる。村の主立ちは10 名ほどいる。村の会合は月に1～2 回学校で開かれる。

村の規則は，喧嘩や村内の飲酒に対しては労働罰を科す<sup>32</sup>，家畜が他者の作物に被害を与えたら村長が仲裁する，22 時以降は騒音をたてないなどである。

KO 村のコミュニティ・フォレストリーは2つある。直接 UNDP のスタッフが直接この村を訪れ，説明を受けた後にプロジェクトが始まるという形式は先のマグエ郡の二村と同

<sup>31</sup> 村落の長にまで郡が関与することは珍しい。2007 年は KG 村の事例でもみられたように中央政府が全国の村落区の長を変更するよう指導したと関連しているのかもしれない。その際，村落区長の条件として，大卒者であること，USDA という大衆翼賛団体のメンバーであること（現在，この団体は USDP という政党となっている）などであった。しかし，若年層が多くなったため，経験が浅いだけでなく，必ずしも村の人望を集めうる人とは限らず，うまく機能しなくなったケースもあるようである。

<sup>32</sup> 少なくともこの村に関しては，家庭内の諍いまでは関与しないとのことである。

じである。一つは 1999 年認可で面積は 50 エーカー、もう一つが 2000 年認可で 100 エーカーである。いずれも地目は荒地であり、木が 1～2 本生えているにすぎない土地であった。実質的には村の全世帯が利用し管理責任をもつという理解となっている。

この村ではこの二つの地区に 1999 年から 2000 年にかけてユーカリなどを植林した。この作業には UNDP から労賃が支払われるのは同じである。その植林後 2 年のみ防火作業を行ったが、それ以後営林作業は何も行わず、また見張りなども一切おいていない。会合も UNDP プロジェクト終了後は特に行っていない。プロジェクト期間の終了とともに継続的な管理がされなくなったある意味典型的な例である。

利用に関しては 2 度ほど (2004 年と 2007 年) 50 エーカーの地区でそれぞれ牛車 30 台分の薪を収集し売却した。その収益は、薪収集作業のために雇った労働者の労賃支払い (すなわち村人は労働者として雇用された) と村で共同使用する食器類やごごなどを購入に充当した。100 エーカーの土地の木はまだ何も利用していない (合計 6 万本植林したが残存しているのは 6000 本と一割に満たないとのことである)。

村内、村外の者による密伐採の頻度は高いと村は認識しているが、実際に発見、捕らえたことはなく、森は放置されている状態である。とりわけ村から遠い 100 エーカーの地区で密伐採の頻度は高いと考えられる (それが故に残存している木が少ない)。この森での牛の放牧は他村同様、村内、村外の者に関わらずかまわない。

この村には村内に僧院は一つあるものの、宗教管理委員会はない。僧院には比丘 2 僧、沙弥 6 僧がいる。食事は朝、昼とも固定化された 12 世帯が寄進している。宗教管理委員会がないため、この僧院やその他の仏教行事に関する相談は村の会合で行う。一方、教育委員会の歴史は古く 1962 年頃に作られたとのことである。教師は政府派遣 (4 名) に加えて、6～8 年生のために 2 名を雇用している。この教師の給与は 6～8 年生の親が生徒一人につき月 2000 チャットを支払っている。青年会は男女各 1 名のリーダー、2 名ずつの補佐という体制で、メンバーは男子 50 名、女子 75 名ほどいる。

KO 村の共有資金は保健関係のみがある。原資は 2004/05 年に UNDP から供与された 5 万チャットと村人から徴収した 3 万チャットである。これを病気の治療費がない村人に月利 5% で貸与し、現在残高は 20 万チャットとなっている。これまで 60 名程度の実績がある。作況によっては返済できない人もいるがその場合は次の収穫まで待つこともある。この共有資金は 5 名からなる保健委員会で管理している。

労働奉仕は年間 4～5 日程度行い、道路や僧院の清掃などを行う。

### **まとめーコミュニティ・フォレストリーと組織化メカニズム**

前節ではコミュニティ・フォレストリーの実際の展開とその他の組織活動の具体例つぶさに見てきた。シャン州の 2 郡 (カロー郡, ニャウンシュエ郡), ドライゾーンの 1 郡 (マ

グエ郡) の9つの事例を通して見えてきたことをここでまとめてみよう。

第一に、組織化の単位となっているのは基本的に「村」である。地域や村の世帯規模が異なってもその点は変わらない(事例では30世帯強の村から300世帯近い村まで含まれている)。第1節で述べたように、ミャンマーのコミュニティ・フォレストリーの政策立案者が当初想定した受け皿は、利害の一致する者による一種の機能集団であったと考えられる。村落区や村という行政単位、地縁単位にも縛られる必要はない。申請書類の作成時にもそうした暗黙の前提に沿って、ユーザーを登録しているケースが多い<sup>33</sup>。しかし、本稿の事例を見る限り、ユーザー登録は概して便宜的なものに過ぎず、いったん実際の植林・営林作業が始まると、村人全体(正確には全世帯)が関わる形に変化する<sup>34</sup>。

その点では、やや特異なのが事例(2)のP村である。P村では実際に村人の一部がユーザー・グループとなっており、この利用形態は共有林令が想定していた一つのタイプといえる(目的の2に相当)。ただし、その導入プロセスを見ると、村が最初の窓口となり、村の判断で個人利用希望者を募る形にしたと同時に土地の割当対象の決定には村の判断が効いたと見られる。その意味で村が受け皿であるという点は共通している。今回の事例のなかでも、P村はとりわけ強い規律性をもって村を単位とする様々な組織化、協同活動を行っていることは見た通りであり、そうした下地があったからこそこのような形が成立し得たともいえる。

第二に、村がごく自然の流れで受け皿となっている理由は、そこに分厚い組織経験があるからだろう。村ごとに内部規律のあり方や規則の履行力に違いはあるが、前節で詳細に見たように(一覧は表5参照<sup>35</sup>)、いずれの村でも宗教、冠婚葬祭、教育、健康・保健などの分野で基本的には村を単位とする委員会が作られている。むしろ、事例(3)のH村と事例(5)のT村のように、宗教(仏教)の委員会が複数村で構成されることはある(僧院が何らかの理由で複数村の布施者集団をもつ場合である)。しかし、それでもあくまで単位は村で、たまたま単独村ではなかったに過ぎない。事例で登場した様々な共有資金の運用もすべて村が単位となり、村内で増殖をはかっているのも見た通りである。

こうした村を単位とする諸活動を下支えしているのが、セーエインムーを長とする世帯グループ制であり(冠婚葬祭関係であればこれに加え青年会)ということになる。世帯グループ制を介して、村の公共の利益のための資金運用や労働力を徴収する慣行(ローアッパー)を維持しているため、たとえばコミュニティ・フォレストリーという新しいプログラムが入ってきた際にも、植林、営林活動などと同じ仕組みを利用して(また村民の側に

---

<sup>33</sup> 実態として森林局スタッフが書類を作成するケースが多いことから森林局側の理解がそうであるということでもある。

<sup>34</sup> 本稿で詳述しなかった他の調査村10村も村の共同管理・利用形態である。

<sup>35</sup> 詳述しなかった村の村内組織に関しては補足表2を参照。

も抵抗なく) 労働力を容易に動員できるのである<sup>36</sup>。

表5 村内のインフォーマル組織一覧

郡	カロー	カロー	カロー	ニヤウン シュエ	ニヤウン シュエ	ニヤウン シュエ	マグエ	マグエ	マグエ	
村名	M	P	H	L	T	TI	KL	KG	KO	
世帯数	130	195	52	167	80	37	250	226	153	
宗教委員会	村	村	他村と合同	村	他村と合同	なし (セーエ イン ムー)	村	村	なし(村の会合 で代替)	
教育委員会	村	村	村	村	他村と合同	村	村	村	村	
保健委員会		なし	なし	なし	なし	村	村	なし	村	
森林委員会	なし	村	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
青年会	村	村	昔はあったが 2009年からなし (セーエイン ムーが対応)	村	村	村	村	村	村	
自警団	村	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
消防団	村	村	村	村	なし	なし	村	村	村	
僧院	村	村	他村と合同	村	他村と合同	なし	村	村	村	
読経グループ	不明	不明	不明	不明	村	村	村	村	村	
労働奉仕(1年あたり 平均)	あり(道路整備 21日間)	あり(5日程 度)	あり(30日程 度)	あり(5 日程度)	あり(10日 程度)	あり(10日 程度)	あり(4日 程度)	あり(8日程 度)	あり(5日程 度)	
宗教委員会共有資金	なし	あり(瞑想 堂)	なし	あり	なし	なし	なし	なし (あった ときもある)	なし	
教育関係共有資金	なし	なし	なし	あり	なし	あり	あり	なし	なし	
保健関係共有資金	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	村	村	
その他共有資金	あり(電力)	あり(総合)	なし	あり(青年 会)	なし	あり(総合)	あり(総合)	なし	なし	
マイクロ ファイナ ンス	UNDP/INGO	あり	なし(過去に UNDP)	なし	あり (UNDP)	なし	なし	あり(PACT)	あり(PACT)	あり(PACT)
	ローカルNGO	なし	ユーザー・ グループ	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし
	森林省・協 同組合	なし	なし	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし

(出所) 筆者調査。

第三に、資源動員と分配の特徴として平等性が重要であるという点である。労働や資金を動員する際に、世帯単位で一律に定量ないし定額が徴収される。むろん、そこでは村内の困窮世帯に対しては村長などの村の有力者の判断で若干の配慮がなされることはある(たとえば病気ならば労働奉仕は免除されるなど)。しかし、あくまで原則はいずれの世帯も平等に負担することである。

分配に関しても同様である。コミュニティ・フォレストリーから得られる便益の分配方法は、村民に平等に利益が及ぶ「村の公共利益」に資するもの、たとえば学校や宗教関係施設・行事を対象に使用するケースがもっとも多い(現金化して分配したのは事例(6))

<sup>36</sup> 今回の調査事例のなかでは、現職の村長にはセーエインムーなり青年会リーダー経験者が少なくない。そうした活動を行うなかで村のリーダーとしての経験を積むと同時に村内の人望も育んでいくものと見られる。

の TI 村のみである。同村には同時期に教育関係の援助が入っていたこと、また僧院が村内にないことからそういう選択となったのであろう)。村の共有資金の運用、使途に関しても宗教、教育、保健という分野に集中し、そこでは比較的うまく回転していることも同じような理由であろう。

当然のことながら、こうした動員、分配方法が村内の合意がとりやすく不平が生まれにくい、すなわち組織運営上の取引コストがもっとも小さく済む。現在のミャンマー農村の組織化はその点がクリアされた際にもっともうまく機能するようである。

第四は、第一点の裏返しであるが、村を越えた組織化はきわめて起こりにくいという点である。同じ村落区内にある村ですら相互関係はそれほど密なものではない。村を越えた、あるいは村落区を単位とする協同活動は通常は見られないのである。唯一、村を越えて見られる協同活動は、先述したとおり、日常的に布施を行う対象の僧院が同じというケースのみであった<sup>37</sup>。

本稿の議論はシャン州南部の 2 郡とドライゾーン（マグエ郡）の 1 郡という限定された事例をもとにしている。ミャンマーの国土は広く、また 130 以上の民族からなる多民族国家である。特に、ドライゾーンや山間部よりも村落の歴史が概して浅いデルタ地方では異なる組織化メカニズムが存在することは十分ありうる。今後の課題は、さらに事例を集め、この仮説が果たして正しいのか、または修正が必要なのかをさらに検討すること、その上で一定の類型化を進めていくことである。

## 参考文献

### 【日本語文献】

新井司郎[2011]『ミャンマーの森林と林業の概要』（第 1 版）未公刊。

外務省調査部編[1942]『ビルマの統治機構』。

---

<sup>37</sup> プロジェクト実施上の実際的な問題として、留意が必要と思われる点を記す。今回の 3 地域の中で、ニャウンシュエ郡、マグエ郡ではプロジェクト実施者が「村」に直接接触しても何ら問題は生じなかったと見られる（省庁の出先機関や村の側も、村落区ないし郡にプロジェクトに関する報告をしていたような形跡はない。この 2 地域はミャンマーの中でも特に多くの援助機関、NGO の活動地域となっていることと関連しているのかもしれない。一方、たとえばカロー郡の場合は、行政ライン（すなわち郡—村落区）がある程度重要視されている。まずは村落区に持ち込まれ、その村落区長の村がまずはプロジェクト対象になるというケースが多いようである。村に直接接触がある場合は、その村が村落区や郡に報告することが必要である。ミャンマー全体で見ると、現時点ではカロー郡に類する地域のほうが多いのではないかと思われる。

- 谷祐可子[1988]「タウンヤの社会経済的成立条件に関する研究—ミャンマー連邦バゴ—山地を事例として」筑波大学博士論文（未公開）。
- 斎藤照子[1975]「伝統的農村社会の解体と農民反乱」（大野徹[ほか]著『ビルマ：その社会と価値観』現代アジア出版会 95-156 ページ）。
- [1986]「ビルマ社会主義下の農村社会」（アジア・低開発地域農業問題研究会編。『第三世界農業の変貌』勁草書房 123-151 ページ）。
- 高橋昭雄 [1992]『ビルマデルタの米作村—社会主義体制下の農村経済—』 アジア経済研究所 研究双書 423。

#### 【英語文献】

- Argawal, A. and C. Gibson [1999] “Enchantment and Disenchantment: The Role of Community in Natural Resource Conservation,” *World Development* Vol.27, No.4, pp. 629-649.
- Brant, Charles S.[1954] “Tadagale: A Burmese Village in 1950,” Data Paper: Number 13. Southeast Asia Program, Department of Far Eastern Studies, Cornell University.
- Bryant, Raymond. [1997] *The Political Ecology of Forestry in Burma*. University of Hawaii Press.
- Kumar, Chetan [2005] “Revisiting “Community in Community-based Natural Resource Management,” *Community Development Journal* .Vol. 40, No.3, pp.275-285.
- Kyaw Tin, Oliver Springate-Baginski and Mehm Ko Ko Gyi [2011] *Community Forestry in Myanmar Progress & Potentials, Ecosystem Conservation and Community Development Initiative*, Yangon.
- Ma Kyan [1969] “Village Administration in Upper Burma during 1886-87,” *Journal of Burma Research Society*, Lii ii, pp. 67-80.
- Malla, Yam [2011] “Community forestry as a Key Strategy,” Asian Development Bank, *Food for All Investing in Food Security in Asia & the Pacific- Issues, Innovations and Practices*.
- Nagerdra, Harini [2002] “Tenure and Forest Conditions: Community Forestry in the Nepal Terai,” *Environmental Conservation*, Vol. 29, No.4, pp.530-539.
- Nash, Manning [1963] “Party Building in Upper Burma,” *Asian Survey*, Vol. 3, No.4, pp.197-202.
- Springate-Baginski, Om Prakash Dev, Nagendra Prasad Yadav and Hoohn Soussan [2003] “Community Forest Management in the Middle Hills of Nepal: The Changing Context,” *Journal of Forest and Livelihood* Vol.3, No.1, pp.5-20.
- Tomas, Christopher A. [2008] “Community Control of resources and the Challenge of Improving Local Livelihoods: A Critical Examination of Community Forestry in Nepal” *Geoforum* 39, pp.1452-1465.

## 【謝辞】

本稿の調査の実施にあたってはミャンマー環境保全・森林省森林局及び森林研究所からの多大な支援を得た。ここに記して謝意を示したい。

## 補足資料（１）

### M村の掟

1. 村の会合には時間厳守である。遅刻したならば 300 チャットの罰金を支払わねばならない。
2. 村の委員会の決定には従わねばならない。
3. 村の委員会メンバーは村人の利益のために決定を下さねばならない。
2. 冠婚葬祭，宗教，社会，開発問題に関しては，村人は進んで協力しなければならない。
5. (1) 村人は伝統的な文化や仏教で禁止されていることをしてはならない。
  - (2) 村人は違法な薬の売買，使用をしてはいけない。
  - (3) 家及び村内では，村人はアルコールを飲み，けんかをしてはいけない。
  - (4) 指定林地内では木を切ってはいけない。もし切った場合には 2000 チャットを罰金として支払わなければならない。
  - (5) 村人は大きな騒音を起こしたり，近隣の秩序や平和を乱したりしてはならない。
6. 村人は共有施設や物品を大切に維持し，破損，紛失してはならない。
7. 葬式では，村人はカード賭博や爆竹をしてはならない。
8. 村人は，村内で牛や豚を屠殺してはならない。
9. 村内・村外いずれでも村人は盗人を働いてはいけない。もしした場合には相当額もしくは品物を返さなければいけない。
10. 田畑に被害を与えないよう，村人は自らの家畜を管理しなければいけない。もし家畜が被害を与えたならば，村の委員会の指導，判断に従わなければならない。
11. 村人が家の敷地，家，農地を売買，もしくは質に入れる場合には，後でトラブルが起きないように，村の委員会と長老に知らせなければいけない。
12. 家族の中で相続に関するもめ事が起きた時は，村の委員会の決定に従わねばならない。
13. 宿泊を伴う来客があった場合には，村人は委員会に通知しなければならない。もし通知しない場合には 500 チャットの罰金を支払わねばならない。
14. 村人は宗教関連事項をよく実践しなければならない。
15. 仮に夫婦間で姦通に関する問題が起きたときは，村の委員会の決定に従わねばならない。
16. 村人は，宗教関連の義務を果たさねばならない。
17. 村の開発事業に関しては，実際に労働できる人が貢献しなければならない。
18. 村が何らかの理由で集金をする際には，村人は委員会が決めた日にその額を持参しなければならない。

19. 徴収された金は正確に記録しなければならない。
20. 村人は互いに諍いを起こしてはならない。
21. 夫婦げんかがあった場合には、双方が 1000 チャットの罰金を支払わねばならない。
22. 村の委員会が問題を解決したときには、500 チャットを村に支払わねばならない。
23. 村の委員会は特定の問題を 3 回までは対応する。4 回目以降は対応しない。
24. この村には仏教徒の民族しか逗留してはならない。

## 補足資料（2）

「セーエインムーの規則」（2006 年 8 月 17 日）

### ➤ ルール 1. 森林に関して

- a 薪を売るために木を切ること
- b 木炭生産をすること
- c 林地を農地に転換すること

以上を破った場合、

- 1 回目 1 人つき罰金 5000 チャット
- 2 回目 1 人つき罰金 6000 チャット
- 3 回目 1 人つき罰金 1 万チャット
- 4 回目 1 人つき罰金 2 万チャット
- 5 回目 1 人つき 3 万チャット

それ以降、警察、裁判所に訴える

### ➤ ルール 2 夫婦げんか

- a. 夫 罰金 500 チャット
- b. 妻 罰金 500 チャット
- c. 親子 父 500 チャット 息子 500 チャット  
父 500 チャット 娘 500 チャット  
母 500 チャット 息子 500 チャット<sup>38</sup>

### ➤ ルール 3

・夫婦げんかにセーエインムーが介入しなかった場合はセーエインムーが 罰金 1000 チャット支払わねばならない

・セーエインムーの夫婦がけんかした場合、夫婦それぞれが 500 チャットずつ支払う。

### ➤ ルール 4

・M 村内で垣根を越えて喧嘩をした場合、どの程度のけんかだろうと喧嘩をふっかけた人に対し、村が 500 チャットの罰金を課す。

---

<sup>38</sup> なぜ、母と娘に関しては記述がないのか不明。

➤ ルール5

・誰の田畑だろうとも牛が入って作物に被害を与えた場合、被害額に応じた罰金を支払わねばならない。

➤ ルール6

- ・村長が他の人と喧嘩した場合、3000 チャットの罰金を支払わねばならない。
- ・書記が他の人ととけんかした場合、3000 チャットを支払わねばならない。

➤ ルール 7

- ・村内でアルコールを販売した者は 罰金5万チャットを支払わねばならない。外部者からも取り立てなければいけない。
- ・理由は何であれアルコールを運んでいる者に対しては、4万チャットの罰金を要求しなければならない。

補足表1 村の基礎情報

No	郡	村落区	村落	世帯数	民族構成	主な生業	土地なし世帯比率
1	カロー	Lwean	M	130	ダヌー・タウンヨー	しょうが、じゃがいも栽培	1%未満
2	カロー	Thuye	P	195	パラウン	茶、オレンジ栽培	n. a.
3	カロー	Thuye	H	52	ダヌー	しょうが、陸稲栽培	なし
4	ニャウン シュエ	Taungbugyi	L	167	インダー	トマト、砂糖きび、水稲栽培、漁業	1%未満
5	ニャウン シュエ	Tilow	T	80	パオー	メイズ、豆類、葉たばこ	1%未満
6	ニャウン シュエ	MaingTauk	TI	37	インダー	トマト、砂糖きび、メイズ	30%
7	マグエ	Kantagyi	KL	250	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類栽培	56%
8	マグエ	Kantagyi	KG	226	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類栽培	56%
9	マグエ	Gyawgone	KO	153	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類栽培	44%
3	カロー	Peyin Taung	KN	80	パオー	じゃがいも、陸稲栽培	1%未満
4	カロー	Peyin Taung	TC	77	パオー	じゃがいも、陸稲栽培	1%未満
7	ニャウン シュエ	Taungbugyi	TB	150	インダー	トマト、砂糖きび、水稲栽培	50%
8	ニャウン シュエ	Taungbugyi	PP	82	インダー	砂糖きび、メイズ、漁業	1%
13	マグエ	Aindaungyi	D	243	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類、タマネギ栽培	41%
14	マグエ	Thebinkanbau	TP	149	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類栽培	73%
16	マグエ	Gyawgone	G	280	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類、水稲栽培	46%
17	マグエ	Thapyiesan	TPS	323	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類栽培	62%
18	マグエ	Pokon	SH	278	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類、水稲、タマネギ、栽培	55%
19	マグエ	Shazanka	W	154	ビルマ	落花生、ゴマ、豆類栽培	60%

(出所) 筆者調査。

補足表2 村内のインフォーマル組織一覧（本稿で取り上げなかった調査村）

郡	カロー	カロー	ニャウン シュエ	ニャウン シュエ	マグエ	マグエ	マグエ	マグエ	マグエ	マグエ
村名	KN	TC	TB	PP	D	TP	G	TPS	PO	W
世帯数	80	77	150	82	243	149	280	323	278	154
宗教委員会	6村（村落区 内+村落外1 村）	村	村	村	村	村	なし（村の 主立ち）	村	村	村
教育委員会	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
保健委員会	村	なし	村	なし	村	なし	なし	なし	なし	なし
森林委員会	なし	なし	村	村	なし	なし	なし	なし	なし	なし
青年会	なし	なし	村	村	村	村	村	村	村	村（男子は消防 団も兼ねる）
自警団	村	村	村	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
消防団	なし	なし	村	村	村	村	村	村	村	村
僧院	6村（村落区 内+村落外1 村）	村	村	村	村	村	村	村	村	村
読経グループ	不明	不明	村	村	村	村	村	村	村	村
労働奉仕（1年あたり平 均）	あり（30日程 度）	不明	あり（4 日）	あり（15 日程度）	なし	あり（10 日程度）	あり（5 日）	あり（1-2 日程度）	あり（7 日程度）	あり（4日程 度）
宗教委員会共有資金	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり	あり	あり
教育関係共有資金	なし	なし	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし	あり
保健関係共有資金	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり
その他共有資金	なし	なし	なし	あり（青 年会）	なし	なし	なし	あり	なし	なし
マイクロ ファイナ ンス	UNDP/INGO	あり（UNDP）	あり （UNDP）	あり （UNDP）	なし（村 が拒否）	あり （PACT）	あり（PACT）	あり （PACT）	あり （PACT）	あり（PACT）
	地元NGO	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	森林省・協同 組合	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

（出所） 筆者調査。